

Q8受託者の会計処理 につき、以下の点をご考慮くださいますようお願いいたします。

@信託慣行会計は保守的現金主義を原則としており、次の通り企業会計の基準に馴染まない。

・信託会計の主な目的は、決算時点で分配可能な財産を明らかにすることであり、損益を期間配分する必然性が無い。

・信託は契約による財産管理の制度であり、期間満了のよる終了が観念される点で、継続企業の前提を満たさない。

・同様の理由で、資本取引と損益取引を峻別する必然性がない。

・企業会計は経営者による将来の予測や見積もりに依存するところ、このような主観性は財産管理を主とする信託の性質に反する。

A受益者の多寡により適用される会計基準が根本的に変わることは、処理の一貫性を著しく欠く。そのため、当局や協会等へ報告のために横断的に信託財産の残高を集計する際に大量の補正作業が必要となる。

B信託財産の状況が個別に公告されることが無い以上、債権者の存在や現在の受益者以外のものが受益者になる場合 を特に考慮する必然性が乏しい。

-----  
中野 仁志